

## 別記様式第2号（その1の1）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

## 基 本 計 画 書

基 本 計 画 書									
事 項		記 入 欄						備 考	
計 画 の 区 分		短期大学の収容定員に係る学則変更							
フ リ ガ ナ 設 置 者		ガッコウホウジン サガミヨシダイガク 学校法人 相模女子大学							
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称		サガミヨシダイガク タンキダイガクブ 相模女子大学短期大学部 (Sagami Women's Junior College)							
大 学 本 部 の 位 置		神奈川県相模原市南区文京2丁目1番1号							
大 学 の 目 的		本学は、女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成し、建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を育成することを目的とする。							
新 設 学 部 等 の 目 的		建学の精神にもとづく教養ある人材の育成と社会のニーズや変化に対応した教育を実施するため、食物栄養学科の入学定員及び収容定員を変更する。							
新 設 学 部 等 の 概 要	新 設 学 部 等 の 名 称	修業	入 学	編 入 学	収 容	学 位 又	開設時期及	所 在 地	
		年 限	定 員	定 員	定 員	は 称 号	び 開設年次		
	食物栄養学科	2	80 (120)	—	160 (240)	短期大学士 (栄養学)	年 月 第 年次 令和6年4月 第1年次	神奈川県相模原市南区 文京2丁目1番1号	
	計								
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		相模女子大学 学芸学部 日本語日本文学科【定員減】 (△20) (令和6年4月) 英語文化コミュニケーション学科【定員減】 (△10) (令和6年4月) メディア情報学科【定員増】 (15) (令和6年4月) 人間社会学部 社会マネジメント学科【定員減】 (△10) (令和6年4月) 人間心理学科【定員増】 (10) (令和6年4月) (3年次編入学定員)【定員減】 (△2) (令和6年4月)							
教育 課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	科目	科目	単位	
教員 組織 の 概 要	学 部 等 の 名 称		専任教員等				兼 任 教 員 等		
	教授	准教授	講師	助教	計	助手			
	新設	食物栄養学科	5 (5)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	8 (8)	人 4 (4)	人 5 (5)
	分	計	5 (5)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	8 (8)	4 (4)	— (-)
	既	共通教育機構	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	29 (29)
	分	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	— (-)
		合 計	5 (5)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	8 (8)	4 (4)	— (-)
		職 種	専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員	2 (2)	人	8 (8)	人	10 (10)	人		業務委託除く
	技 術 職 員	0 (0)	人	0 (0)	人	0 (0)	人		業務委託除く
図 書 館 専 門 職 員	1 (1)	人	0 (0)	人	1 (1)	人		業務委託 (司 書) 除く	
そ の 他 の 職 員	0 (0)	人	0 (0)	人	0 (0)	人		業務委託除く	
	計	3 (3)	人	8 (8)	人	11 (11)	人		

校 地 等	区分		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計								
	校舎敷地		4,185m <sup>2</sup>		36,490m <sup>2</sup>		35,901m <sup>2</sup>		76,576m <sup>2</sup>								
	運動場用地		0m <sup>2</sup>		15,946m <sup>2</sup>		0m <sup>2</sup>		15,946m <sup>2</sup>								
	小計		4,185m <sup>2</sup>		52,436m <sup>2</sup>		35,901m <sup>2</sup>		92,522m <sup>2</sup>								
	その他		0m <sup>2</sup>		32,216m <sup>2</sup>		0m <sup>2</sup>		32,216m <sup>2</sup>								
	合計		4,185m <sup>2</sup>		84,652m <sup>2</sup>		35,901m <sup>2</sup>		124,738m <sup>2</sup>								
校舎			専用		共用		共用する他の学校等の専用		計								
			525.10m <sup>2</sup> ( 525.10m <sup>2</sup> )		40,425.84m <sup>2</sup> ( 40,425.84m <sup>2</sup> )		17,419.87m <sup>2</sup> ( 17,419.87m <sup>2</sup> )		58,370.81m <sup>2</sup> ( 58,370.81m <sup>2</sup> )								
教室等	講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設								
	室		室		室		室 (補助職員八人)		室 (補助職員八人)								
専任教員研究室			新設学部等の名称				室数										
図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕点		視聴覚資料 機械・器具								
	〔 〕 ( 〔 〕)		〔 〕 ( 〔 〕)		〔 〕 ( 〔 〕)		〔 〕 ( 〔 〕)		〔 〕 ( 〔 〕)								
	計		〔 〕 ( 〔 〕)		〔 〕 ( 〔 〕)		〔 〕 ( 〔 〕)		〔 〕 ( 〔 〕)								
図書館			面積		閲覧座席数			収納可能冊数									
			m <sup>2</sup>														
体育館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要												
			m <sup>2</sup>														
経費の見積り及び維持方法の概要		区分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	○経費の見積り項目については、大学院・大学・短期大学部を含めた全体について記入。 ○図書購入費には電子ジャーナル・データベースの整備費含む。						
		教員1人当たり研究費等			460千円	460千円	—	—	—	—							
		共同研究費等			20,400千円	20,400千円	—	—	—	—							
		図書購入費		51,651千円	51,651千円	51,651千円	—	—	—	—							
		設備購入費		139,725千円	139,725千円	139,725千円	—	—	—	—							
		学生1人当たり納付金		1,360千円	1,060千円	—	—	—	—	—							
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、資産運用による収入、雑収入等にて維持運営する。														
既設大学等の状況	大学の名称		相模女子大学大学院														
	学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地							
	栄養科学研究科 栄養科学専攻		年	人	年次人	人		倍									
	博士前期課程		2	6	—	12	修士(栄養科学)	0	平成20年度	神奈川県相模原市南区文京2丁目1番1号							
	博士後期課程		3	2	—	6	修士(栄養科学)	0	平成22年度								
	社会起業研究科 社会起業専攻		2	30	—	60	修士(社会起業)	0.57	令和2年度								
	大学の名称		相模女子大学														
	学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地							
	学芸学部		年	人	年次人	人		倍									
	日本語日本文学科 英語文化コミュニケーション学科 子ども教育学科		4	130	5	530	学士(文学)	0.76	昭和24年度	神奈川県相模原市南区文京2丁目1番1号							
	メディア情報学科 生活デザイン学科		4	120	5	490	学士(文学)	0.71	昭和42年度								
	人間社会学部		4	100	2	416	学士(子ども教育)	1	平成20年度								
	社会マネジメント学科 人間心理学科		4	80	5	330	学士(メディア情報学)	1.41	平成20年度								
	栄養科学部 健康栄養学科 管理栄養学科		4	110	12	464	学士(生活デザイン学)	1.24	平成25年度								
					3年次												

大学の名称	相模女子大学短期大学部							
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	
食物栄養学科	年 2	人 120	年次 人 -	人 240	短期大学士（栄養学）	倍 0.57	平成15年度	神奈川県相模原市南区文京2丁目1番1号
附属施設の概要	該当なし							

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとすること。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「一」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人 相模女子大学 設置認可等に關わる組織の移行表

令和5年度

入学定員 編入学定員 収容定員

令和6年度

入学定員 編入学定員 収容定員 変更の事由

相模女子大学			
学芸学部			
日本語日本文学科	130	3年次 5	530
英語文化コミュニケーション学科	120	3年次 5	490
子ども教育学科	100	3年次 5 2年次 2	416
メディア情報学科	80	3年次 5	330
生活デザイン学科	45	3年次 5	190
計	475	3年次25 2年次2	1,956
人間社会学部			
社会マネジメント学科	120	3年次10	500
人間心理学科	110	3年次12	464
計	230	3年次22	964
栄養科学部			
健康栄養学科	80	3年次 8	336
管理栄養学科	100	3年次10	420
計	180	18	756
相模女子大学大学院			
栄養科学研究科			
栄養科学専攻 (博士前期課程)	6	—	12
栄養科学専攻 (博士後期課程)	2	—	6
社会起業研究科 社会起業専攻 (専門職大学院)	30	—	60
計	38	—	78
相模女子大学短期大学部			
食物栄養学科	120	—	240
計	120	—	240

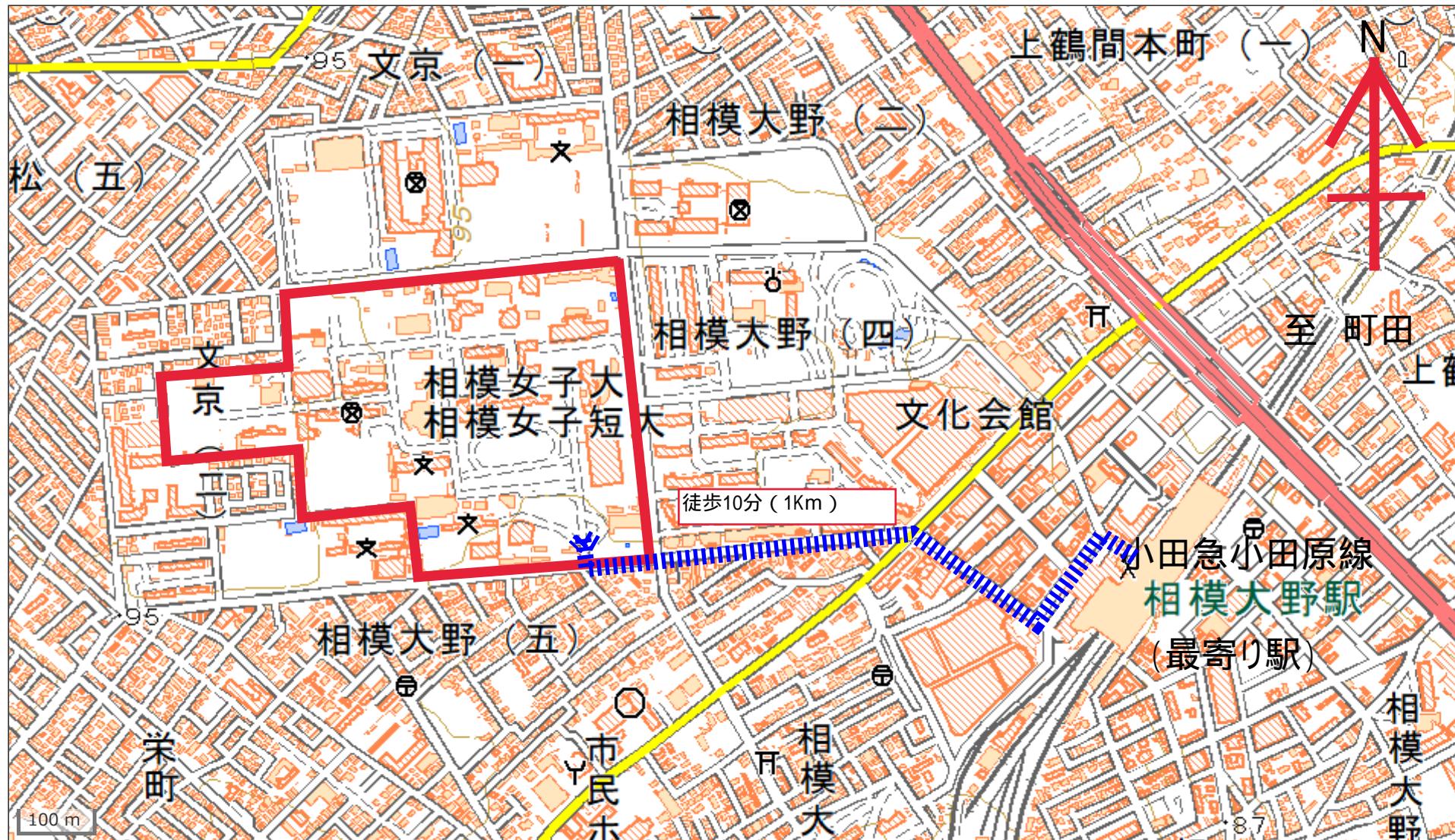
相模女子大学			
学芸学部			
日本語日本文学科	<u>110</u>	3年次 5	<u>450</u> 定員変更(△20)
英語文化コミュニケーション学科	<u>110</u>	3年次 5	<u>450</u> 定員変更(△10)
子ども教育学科	100	3年次 5 2年次 2	416
メディア情報学科	<u>95</u>	3年次 5	<u>390</u> 定員変更(15)
生活デザイン学科	45	3年次 5	190
計	<u>460</u>	3年次25 2年次2	<u>1,896</u>
人間社会学部			
社会マネジメント学科	<u>110</u>	3年次10	<u>460</u> 定員変更(△10)
人間心理学科	<u>120</u>	3年次10	<u>500</u> 定員変更(10) 3年次編入学定員変更(△2)
計	230	3年次20	<u>960</u>
栄養科学部			
健康栄養学科	80	3年次 8	336
管理栄養学科	100	3年次10	420
計	180	18	756
相模女子大学大学院			
栄養科学研究科			
栄養科学専攻 (博士前期課程)	6	—	12
栄養科学専攻 (博士後期課程)	2	—	6
社会起業研究科 社会起業専攻 (専門職大学院)	30	—	60
計	38	—	78
相模女子大学短期大学部			
食物栄養学科	<u>80</u>	—	<u>160</u> 定員変更(△40)
計	<u>80</u>	—	<u>160</u>

(1)都道府県内における位置関係の図面

神奈川県相模原市南区文京2-1-1  
学校法人 相模女子大学



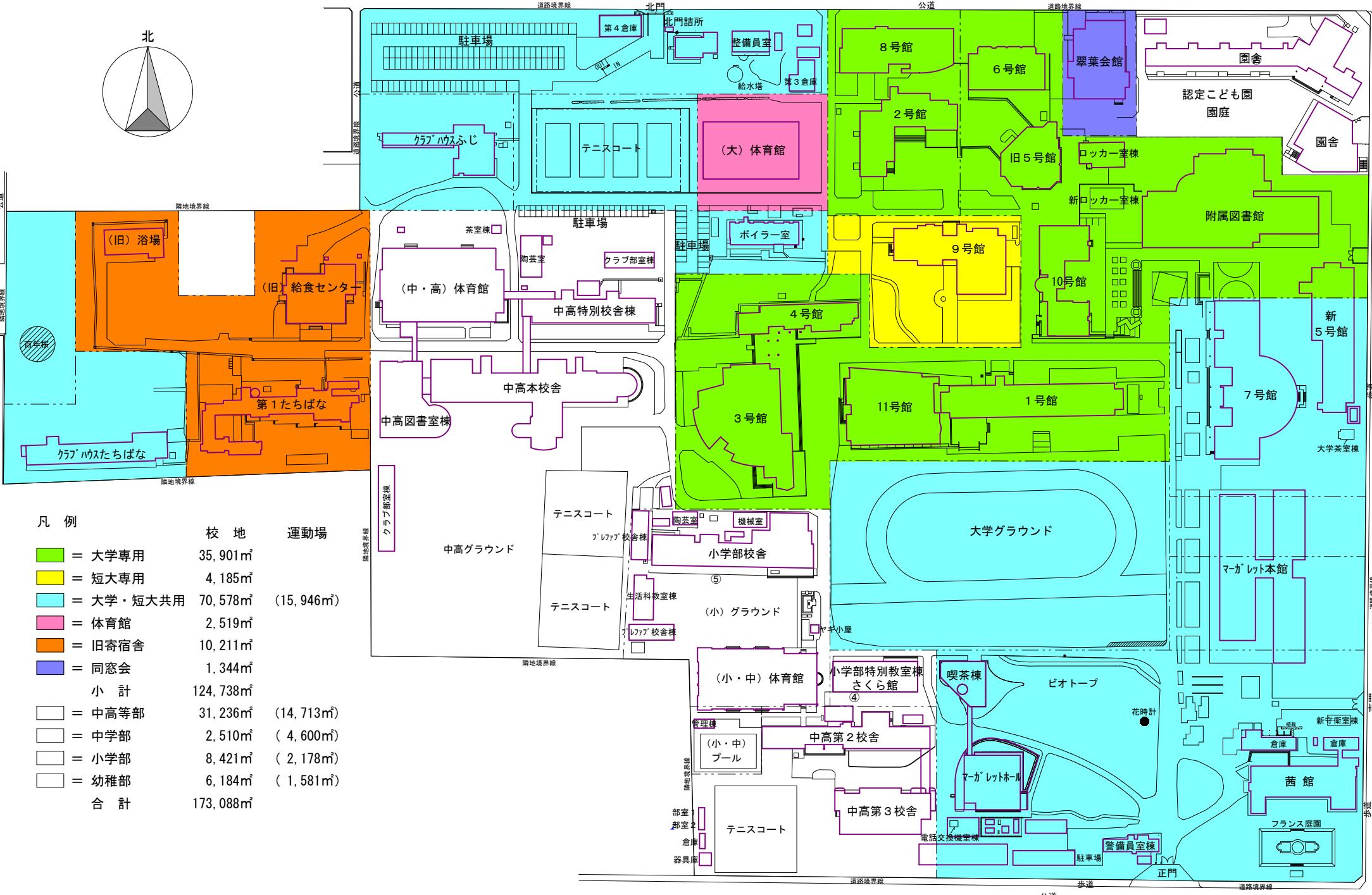
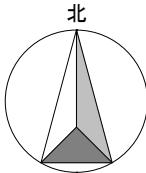
出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図Globeを加工して作成  
[https://maps.gsi.go.jp/globe/index\\_globe.html#46469/35.4382089/139.4311134/1/360/-90/0/&base=std&ls=std&disp=1&lcd=](https://maps.gsi.go.jp/globe/index_globe.html#46469/35.4382089/139.4311134/1/360/-90/0/&base=std&ls=std&disp=1&lcd=)

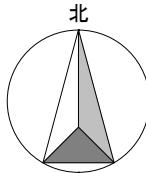


出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図Globeを加工して作成  
[https://maps.gsi.go.jp/globe/index\\_globe.html#2528/35.53398444/139.42910773/1/360/-90/0/&base=std&ls=std&disp=1&lcd=](https://maps.gsi.go.jp/globe/index_globe.html#2528/35.53398444/139.42910773/1/360/-90/0/&base=std&ls=std&disp=1&lcd=)

# 校地区画図

(3) 校舎、運動場等の配置図





未

公道  
腳地境界線

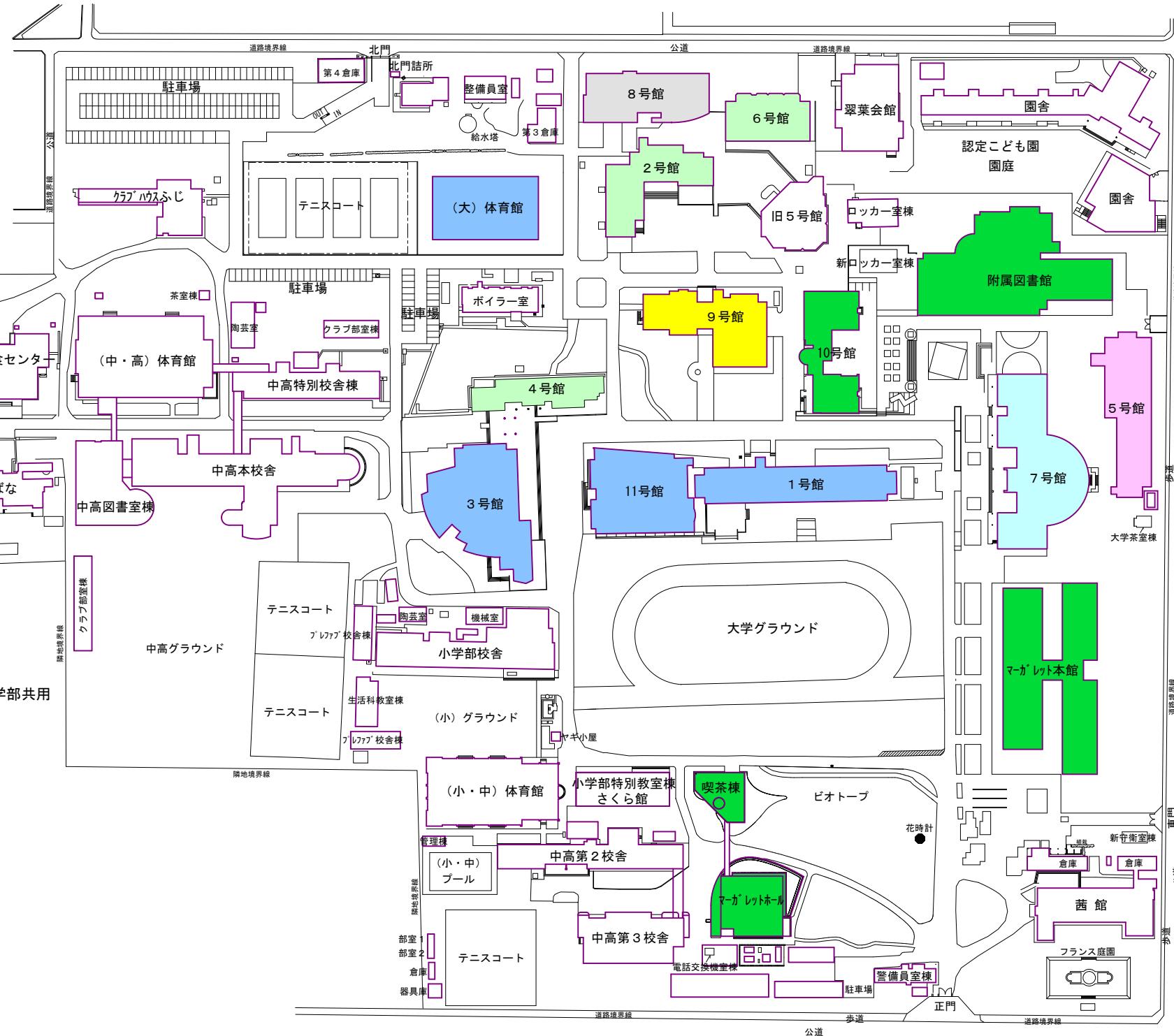
西

凡例

- : 大学・大学院・短期大学部共用
  - : 大学・大学院（社会起業研究科）・短期大学部共用
  - : 全学部共用
  - : 学芸学部・人間社会学部共用
  - : 栄養科学部・短期大学部共用
  - : 学芸学部専用
  - : 短期大学部専用

施設配置図 SCALE 1 : 1500

2022年4月現在



# 相模女子大学短期大学部学則（案）

## 第 1 章 総 則

**第1条** 相模女子大学短期大学部は、女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成し、建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を育成することを目的とする。

**第1条の2** 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その教育研究活動等の改善・充実に努める。

2 前項の自己点検・評価に関する規程は別に定める。

**第2条** 本学に食物栄養学科を置く。

2 修業年限は2年とする。ただし、在学期間は4年を超えることはできない。

**第2条の2** 短期大学部は、幅広い教養を基礎に深く専門分野を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を時代のニーズに対応しつつ育成することにより、より高いレベルの教育機会を提供することを目的としている。

2 前項の目的を達成するため、食物栄養学科は、広く自然科学分野の知識を基礎にしつつ、社会活動における「食」に関する実践的、専門的な能力を養い、食を通じて健康の維持・増進に積極的に関わることのできる栄養士を育成することを目的に掲げる。

## 第 2 章 学年、学期、休業日

**第3条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 授業日数は、試験の日を含み年間35週とする。

**第4条** 学年は、これを分けて春学期、秋学期とする。

春学期 4月1日より9月23日に至る。

秋学期 9月24日より3月31日に至る。

**第5条** 学年中休日は次のとおりとする。

1 日曜日

1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

1 本学創立記念日 10月18日

1 春季休業 自 3月21日 至 4月4日

1 夏季休業 自 8月1日 至 9月23日

1 冬季休業 自 12月21日 至 1月9日

2 前項の休業日ならびに休業期間については、学長は必要と認めた場合臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

### 第 3 章 授業科目および教育課程

**第6条** 授業科目は、全学共通科目、専門教育科目に関する科目とする。

2 授業科目は、必修科目または選択必修科目・選択科目として指定される。

**第7条** 授業科目を履修した学生には、修了認定の上授業科目ごとに単位が与えられる。

2 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習および実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

**第7条の2** 前条第2項に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項に規定する授業の方法により修得できる単位数は、30単位を限度とする。

**第8条** 授業科目および単位数は別表のとおりとする。

2 教授会は、必要に応じて、前項の別表に定めた授業科目以外の授業科目およびその単位数を定めることができる。

**第9条** 学生は、履修しようとする授業科目を、毎学期初めの所定の期間内に届け出なければならない。

2 授業科目の履修方法は次のとおりとする。

(1) 卒業に要する単位は、次のとおりとする。

授業科目区分	学科	食物栄養学科
全学共通科目	必修科目	2
	選択必修科目	8
	選択科目	—
小計		10
専門教育科目	必修科目	3
	選択必修科目	50
	選択科目	—
小計		53
自由科目		3
合計		66

自由科目は、全学共通科目及び専門教育科目の卒業要件となる単位数を超える科目単位数並びに資格科目・単位互換科目等を認定する単位数である。

- (2) 食品衛生管理者および食品衛生監視員の資格を得ようとする者（食物栄養学科）は、（1）の規定によるほか、別表に規定する食品衛生管理者および食品衛生監視員に関する科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- (3) 食物栄養学科において栄養士の資格を得るために、（1）の規定によるほか、栄養士法、同法施行令および同法施行規則に定める所定の科目（別表）を履修し、単位を修得しなければならない。

**第9条の2** 本学は、学生が各学期にわたって適切に授業科目を履修するために、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

- 2 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 3 本条に関する規程は別に定める。

**第10条** 本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学との協議により、学生に当該短期大学または当該大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を限度として本学において修得した単位として認定できる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。

**第10条の2** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項により認定できる単位数は、前条第2項及び第3項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

**第11条** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 3 前1項及び2項により認定できる単位数は、転学等の場合を除き本学において修得した単位以外のものについては、第10条第2項及び前条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第10条第3項により本学において修得した単位として認定した単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

#### 第 4 章 入学、留学、休学、復学、退学、転学および再入学

**第12条** 入学の時期は4月とする。

**第13条** 学生の定員は次のとおりである。

入学定員	総定員
食物栄養学科	80名 160名

2 食物栄養学科の学級数は、1学年2学級、2学年2学級合計4学級とする。

**第14条** 本学に入学できる者は、女子にして次の各号の1に該当する者でなければならぬ。

- (1) 高等学校を卒業した者または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (6) 相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者
- (7) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

**第15条** 前条の入学志願者の数が定員を超えるときは、選抜試験の上、学長は入学を許可することができる。

**第16条** 入学志願者は、所定の様式の入学願書に別に定めるところの書類その他を添えて提出しなければならない。

**第17条** 入学を許可された者は、速やかに本学所定の在学保証書を保証人および副保証人連署の上提出しなければならない。

**第18条** 保証人は、父母またはこれに準ずる者で本人在学中における一切の事項について責任を負うものとする。副保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

**第19条** 保証人または副保証人が死亡し、または前条の要件を失った場合には、さらに保証人または副保証人を定め在学保証書を提出しなければならない。保証人または副保証人を変更しようとするときも同様とする。保証人および副保証人が転居したときは、速やかに届け出なければならない。

**第20条** 保証人または副保証人が長期にわたり不在のときは、あらかじめ相当の代理保証人を定め届け出なければならない。

**第21条** 本学に在学する者は、自宅以外から通学する場合は、居住先を学長に届け出るものとする。

**第22条** 本学の学生が、本学との間であらかじめ留学に関する協議が成立しているか、または教授会の議を経て学長が認定した外国の短期大学または大学の授業科目を履修するため、当該短期大学等への留学を希望するときは、審査の上、学長はこれを許可することができる。

2 留学期間は、1年以内とする。

3 留学期間は、修業年限および在学年限に算入する。

**第23条** 病気その他やむを得ない事情により2か月以上休学する者は、その理由を記し、保証人連署の上願い出なければならない。

2 休学期間は、継続して1年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、通算して2年を超えない範囲で休学期間の延長ができる。

3 休学期間は、修業年限および在学年限に算入しない。

4 休学の理由が消滅して出校する場合は、保証人連署の上復学を願い出なければならない。

5 復学は、学期の始めとする。

**第24条** 退学および転学を望む者は、その理由を記し、保証人連署の上願い出なければならない。

**第25条** 本学を退学した者が再入学を希望するときは、選考の上、学長はこれを許可することができる。

**第26条** 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が退学を命ずることができる。

(1) 第2条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第23条第2項に定める休学期間を超えた者

(3) 授業料等納付金を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者

(4) 長期間行方不明の者

**第27条** 学生の入学、留学、休学、復学、退学、転学および再入学は、教授会の議を経て学長が許可することができる。ただし、教授会での審議に当たっては、第46条の2第3項、第4項および第5項によるものとする。

## 第 5 章 委託生、外国学生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生

**第28条** 公共団体その他の機関から本学の特定科目につき研究を委託された者があるときは、学長は教授会の議を経て委託生として許可することができる。

外国学生の場合は大学評議会の議を経て学長はこれを許可することができる。

2 委託生、外国学生に関しては、本学則および規則を適用する。

**第28条の2** 本学に開設されている授業科目のうち、1または複数の科目の履修を希望する者に対しては、正規課程の学生の教育に支障が生じない場合に限り、教授会において選考の上、学長は科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生として願い出ることのできる者は、第14条に規定する入学資格を有するものとする。ただし、教授会が当該授業科目を履修することのできる十分な学力を有すると認める者については、この限りではない。

3 履修を希望する者は、所定の期日までに願書等必要書類に検定料10,000円を添えて願い出なければならない。

4 履修を許可された者は、所定の期日までに登録料10,000円、履修料1単位につき20,000円を納入しなければならない。実験実習費は別途徴収する。一度納入した学費は一切返

還しない。

5 科目等履修生の在学期間は、6カ月とする。ただし、引き続き履修しようとする者は、新たに願い出て許可を受けなければならない。

6 科目等履修生は、その履修する科目について正規の学生に準じ単位を修得することができる。

7 科目等履修生に関する規程は別に定める。

**第 28 条の 3** 本学と単位互換協定を締結している短期大学及び大学に在籍し、本学に単位互換科目として開設されている授業科目の履修を希望する者に対しては、正規課程の学生の教育に支障が生じない場合に限り、教授会の議を経て、学長は単位互換履修生としてこれを許可することができる。

2 単位互換履修生に関する規程は別に定める。

**第 28 条の 4** 本学の学生以外の者で、本学に開設されている授業科目のうち、1または複数の科目の聴講を希望する者があるときは、正規課程の学生の教育に支障が生じない場合に限り、教授会において選考の上、学長は聴講生としてこれを許可することができる。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

## 第 6 章 試験および卒業

**第 29 条** 授業科目の終了は、試験によってこれを認定する。

**第 30 条** 試験は、毎学期の終わりの所定の期間に行う。ただし、授業科目により特別の事情がある場合は、他の時期に行うことができる。

**第 31 条** 試験の成績は、S、A、B、C、D又はP、Fの7種類の評語をもって表し、S、A、B、C、Pを合格とする。試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

**第 32 条** 病気その他やむを得ない事故により試験に欠席した者に対しては、追試験を行うことができる。

**第 33 条** 休学した者は、その学期の試験を受けることができない。

**第 34 条** 削除

**第 35 条** 本学に2年以上在学し、所定の科目および単位数を修得した者に対して学長は、教授会の議を経て卒業証書を授与する。

2 卒業の時期は、学年の終了日とする。ただし、春学期終了日までに卒業要件を充たした場合は、春学期の終了日とすることができる。

3 本学を卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

4 前項の学位の表記は、次のとおりとする。

食物栄養学科 短期大学士（栄養学）

## 第 7 章 検定料、入学金および授業料その他

**第 36 条** 本学に入学を志望する者は、入学検定料35,000円を納めなければならない。

**第 37 条** 入学金および授業料等の学費は別表のとおりとする。

**第38条** 本学に入学を許可された者は、第37条の別表に定める入学金および授業料等の学費を納めなければならない。

2 授業料、施設設備費、実験実習費は半額ずつ春学期分は4月30日まで、秋学期分は10月31日までに納めなければならない。

**第39条** 一度納入した学費その他の納入金は返還しない。ただし、入学時の学費については、本人及び保証人の連署で所定の期間内に入学辞退の申し出のあった者に限り入学金以外の納入金を返還する。

**第40条** 休学を許可された者に対しては、授業料等の学費を免除する。

**第41条** 授業料等の学費を納めない者は、試験を受けることができない。

**第42条** 実験、実習等必要な費用は別にこれを徴収する。

## 第 8 章 賞 罰

**第43条** 本学学生中品行方正、学業優秀な者は、授業料を免除し、あるいは奨学金を貸与または給与することがある。

**第44条** 本学に在学する者で本学の学則に反し、または学生の本分にもとり本学の名譽を毀損する行為のある者あるいは成業の見込みのない者は教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、謹責、謹慎、停学および退学とする。ただし、退学は、次の各号の1に該当する者についてのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 学生の懲戒の手続については別に定める。

## 第 9 章 職員組織その他

**第45条** 本学に学長、副学長、部長、学科長、附属図書館長を置く。

2 学長、副学長、附属図書館長の職務は別に定める。

3 部長は、短期大学部に関する校務をつかさどる。

4 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

**第45条の2** 本学に教授、准教授、講師、助教、助手、図書館司書および事務職員を置く。

**第45条の3** 本学に特任教員を置く。

2 特任教員の職務については別に定める。

**第46条** 本学に大学評議会（以下「評議会」という。）を置く。

2 評議会は、学長が招集し、その議長となる。

3 評議会は、短期大学部、大学および研究科に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学事に関する重要事項

- (2) 学生の身上に関する事項
  - (3) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
  - (4) 大学予算の原案に関する事項
  - (5) その他、学長の諮問事項
- 4 評議会に関する規程は、別に定める。

**第46条の2** 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、教授、准教授および講師をもって構成する。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長がそれらの事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べることができる。
  - (1) 教授、准教授、講師、助教および助手の任用、昇任の際の教育研究業績に関する事項
  - (2) 学科の教育課程に関する事項
  - (3) 授業科目の種類および編成に関する事項
  - (4) 各種委員の選出に関する事項
  - (5) 学術研究に関する事項
  - (6) 学生の学籍に関する事項
    - ただし、前項で規定する事項を除く
  - (7) 学生の賞罰に関する事項
  - (8) その他教育研究に関する事項および学長からの諮問事項
- 5 前項で規定される事項について、教授会が長期に亘り開催されないことで、学生に不利益が生ずる場合は、必ずしも教授会の議を経ることなく、学長はこれを決定することができる。
- 6 教授会に関する規程は、別に定める。

**第 10 章 図書館**

**第47条** 本学に図書館を置く。図書館は、学長監督のもとに館長、司書の合議制により運営する。

- 2 図書館の規則は、別に定める。

**附 則**

- 1 昭和31年4月1日一部改正  
本学則は昭和31年4月1日から適用する。

- 2 昭和 35 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 昭和 36 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 36 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 昭和 37 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 37 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 昭和 39 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。但し昭和 38 年度以前の入学者については従来の学則による。
- 6 昭和 40 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。但し昭和 39 年度以前の入学者については従来の学則による。
- 7 昭和 41 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。
- 8 昭和 43 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 昭和 44 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。
- 10 昭和 46 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。
- 11 昭和 47 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。
- 12 昭和 48 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。
- 13 昭和 49 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。
- 14 昭和 50 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。
- 15 昭和 51 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- 16 昭和 52 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。
- 17 昭和 53 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。ただし授業科目及びその単位数並びに授業料は、昭和 52 年度以前の入学生についてはなお従前の学則を適用する。
- 18 昭和 54 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。ただし授業科については、昭和 53 年度以前の入学生についてはなお従前の学則を適用する。
- 19 昭和 56 年 4 月 1 日一部改正  
本学則は昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。ただし授業科目及び単位数、並びに授業料は、

昭和 55 年度以前の入学生についてはなお従前の学則を適用する。

20 昭和 57 年 4 月 1 日一部改正

本学則は昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。ただし授業科目及び単位数、並びに授業料は、昭和 56 年度以前の入学生についてはなお従前の学則を適用する。

21 昭和 59 年 4 月 1 日一部改正

本学則は昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

22 昭和 60 年 4 月 1 日一部改正

本学則は昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。ただし授業科目及び単位数、並びに授業料は、昭和 59 年度以前の入学生についてはなお従前の学則を適用する。

23 昭和 61 年 4 月 1 日一部改正

本学則は昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 61 年度における英文科の総定員は、第 11 条の規定にかかわらず、250 名とする。

24 昭和 62 年 4 月 1 日一部改正

本学則は昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。ただし授業科目および単位数並びに授業料は、昭和 61 年度以前の入学生についてはなお従前の学則を適用する。

25 昭和 63 年 4 月 1 日一部改正

本学則は昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。ただし、授業科目および単位数は、昭和 62 年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

26 平成元年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成元年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 63 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

27 平成 2 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成元年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

28 平成 3 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 3 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 2 年度以前の入学生については、第 10 条、第 22 条および第 27 条の規定を除き、なお従前の入学年度の学則を適用する。

29 平成 4 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 3 年度以前の入学生の授業料については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

30 平成 5 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 4 年度以前の入学生の第 11 条に規定する既修得単位の認定については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

31 平成 6 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 5 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

32 平成 7 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 6 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

33 平成 8 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、授業科目およびその単位数並びに卒業に要する単位数は、平成 7 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

34 平成 9 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、授業科目およびその単位数並びに卒業に要する単位数は、平成 8 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

35 平成 10 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表（図書館学に関する科目）以外の授業科目およびその単位数並びに卒業に要する単位数、授業料等の学費については、平成 9 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。また、第 13 条の規定にかかわらず、平成 10 年度の国文科、英文科の総定員は、次のとおりとする。

国文科 250 名

英文科 250 名

36 平成 11 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 10 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

英文科を英語英文科、家政科を生活学科に学科名称を変更する。

37 平成 11 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 10 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

38 平成 12 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 11 年度以前の入学生については、第 10 条、第 10 条の 2 及び第 11 条の規定を除き、なお従前の入学年度の学則を適用する。

39 平成 13 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 12 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。また、第 13 条の規定にかかわらず、平成 13 年度の生活学科食物栄養専攻の総定員は、次のとおりとする。

生活学科 食物栄養専攻 350 名

40 平成 13 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 12 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

41 平成 14 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 13 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

42 平成 15 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 14 年度以前の入学生については、第 4 条、第 38 条、第 40 条、第 45 条及び第 46 条を除き、なお従前の入学年度の学則を適用する。

平成 15 年度より生活学科生活経営専攻、生活造形専攻、食物栄養専攻の学生募集を停止する。

平成 15 年度より国文科及び英語英文科の学生募集を停止する。

また、第 13 条の規定にかかわらず、平成 15 年度のメディア情報学科、生活造形学科、食物栄養学科の総定員は次のとおりとする。

平成 15 年度

メディア情報学科	100 名
生活造形学科	100 名
食物栄養学科	150 名
計	350 名

43 平成 17 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前の入学生については、第 31 条、授業科目およびその単位数並びに卒業に要する単位数は、なお従前の入学年度の学則を適用する。

44 平成 18 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。第 9 条 2 項（6）に定めるビジネス実務士の資格については、平成 17 年度入学生にも適用する。また、第 35 条第 2 項および第 3 項については平成 17 年度卒業生から適用する。

45 平成 19 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 18 年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

46 平成 20 年 4 月 1 日一部改正

本学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年度以前の入学生については、第 1 条、第 7 条、第 8 条、第 22 条の 2、第 23 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条の 2 の規定を除き、なお従前の入学年度の学則を適用する。

平成 20 年度よりメディア情報学科の学生募集を停止する。

生活造形学科を生活デザイン学科に学科名称を変更する。

また、第 13 条の規定にかかわらず平成 20 年度、平成 21 年度の総定員は次のとおりとする。

平成 20 年度 平成 21 年度

メディア情報学科	100 名	—
生活デザイン学科	210 名	220 名
食物栄養学科	270 名	240 名
計	580 名	460 名

47 平成 21 年 3 月 12 日一部改正

本学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

48 平成 22 年 3 月 18 日一部改正

本学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学生について

は、第35条第2項の規定を除き、なお従前の入学年度の学則を適用する。

49 平成24年2月9日一部改正

本学則は平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

50 平成25年2月28日一部改正

本学則は平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

平成25年度より生活デザイン学科の学生募集を停止する。

また、第13条の規定にかかわらず平成25年度の総定員は次のとおりとする。

平成25年度

生活デザイン学科	110名
食物栄養学科	240名
計	350名

51 平成27年2月26日一部改正

本学則は平成27年4月1日から施行する。

52 平成28年2月25日一部改正

本学則は平成28年4月1日から施行する。

53 平成29年12月21日一部改正、平成30年4月1日から施行する。ただし、第40条の規定を除き、平成29年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

54 平成30年1月25日一部改正、平成30年4月1日から施行する。ただし、第40条の規定を除き、平成29年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。

55 令和3年7月29日一部改正、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条の2を除き、令和3年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。

56 令和4年1月27日一部改正、令和4年4月1日から施行する。

57 令和5年3月23日一部改正

令和6年4月1日から適用する。ただし、令和5年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。また、第13条の規定にかかわらず、令和6年度、令和7年度の収容定員は次のとおりとする。

	令和6年度	令和7年度
食物栄養学科	200名	160名
計	200名	160名

別表 全学共通科目

学部学科	授業科目	単位数	形態	備考
食物栄養学科	全学共通科目			
	A			
	さがみ総合講座	2		必修
	B			
	倫理学	2		
	心理学	2		
	市民社会と法	2		
	社会福祉行政論	2		6単位 必修
	くらしと文化	2		
	食環境論	2		
	生物と生態系	2		
	C			
	英語	1		
	中国語	1		
	フランス語	1		1単位 必修
	ラケットスポーツ	1		
	球技スポーツ	1		
	海外語学集中講座	2		
	D			
	キャリアアップ演習	1		
	言語リテラシー	1		1単位 必修
	情報リテラシー	1		
	地域協働活動	1		
	計	27		

別表 専門教育科目

学 科	授 業 科 目	単位数	備 考
食物栄養学科	専門教育科目		
	基礎科目		
	栄養士入門講座	1	必修
	食物基礎実験	1	必修
	基礎化学	2	
	微生物学	2	
	専攻科目		
	公衆衛生学	2	
	保健介護福祉論	2	
	解剖生理学	2	
	解剖生理学実習	1	
	生化学 I	2	
	生化学 II	2	
	生化学実験	1	
	運動生理学	2	
	食品学総論	2	
	食品学各論	2	
	食品学実験	1	
	食品衛生学	2	
	食品衛生学実験	1	
	栄養学総論	2	
	応用栄養学	2	
	栄養学実習	1	
	臨床栄養学 I	2	
	臨床栄養学 II	2	
	臨床栄養学実習	1	
	栄養指導論 I	2	
	栄養指導論 II	2	
	栄養指導論実習	1	
	栄養情報処理実習	1	
	公衆栄養学	2	
	調理学	2	
	調理学実習 I	1	
	調理学実習 II	1	
	給食管理 (マネジメント)	2	
	給食管理実習 (食事計画)	1	
	給食管理実習 (集団給食)	2	
	給食管理実習 (校外実習)	1	
	食物栄養基礎演習	1	
	編入学対策講座	1	
	認定試験直前対策講座	1	必修
	発展科目		
	ゼミナール I	1	
	ゼミナール II	1	
	スポーツと栄養	1	
	栄養士実践実習	1	
	食品機能論演習	1	
	計	64	

別表 食品衛生管理者および食品衛生監視員に関する科目

学 科	授 業 科 目	単位数	年次	備 考
食物栄養学科	食品衛生管理者および食品衛生監視員に関する科目			
	A群 化学関係			
	基礎化学	2	1	必修
	B群 生物化学関係			
	生化学 I	2	1	必修
	生化学 II	2	2	必修
	生化学実験	1	2	必修
	生物と生態系	2	1	必修
	食品学総論	2	1	必修
	食品学各論	2	1	必修
	食品学実験	1	1	必修
	C群 微生物学関係			
	微生物学	2	1	必修
	D群 公衆衛生学関係			
	公衆衛生学	2	2	必修
	食品衛生学	2	2	必修
	食品衛生学実験	1	1	必修
	食環境論	2	1	必修
最低取得単位数小計 (A群+B群+C群+D群)		22単位以上		
	E群 その他関連科目			
	解剖生理学	2	1	必修
	運動生理学	2	2	必修
	栄養学総論	2	1	必修
	応用栄養学	2	1	必修
	臨床栄養学 I	2	1	必修
	臨床栄養学 II	2	2	必修
	栄養指導論 I	2	1	必修
	栄養指導論 II	2	1	必修
	公衆栄養学	2	2	必修
	解剖生理学実習	1	1	必修
	栄養学実習	1	1	必修
	臨床栄養学実習	1	2	必修
	栄養指導論実習	1	2	必修
最低取得単位数小計 (E群)		18単位以上		

別表 栄養士免許取得に関する科目

学 科	規則等に規定する教育内容	単位数		該当授業科目	単位数			
		講義又 は演習	実験又 は実習		講義又 は演習	実験又 は実習		
食物栄養学科	1. 社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2			
				保健介護福祉論	2			
				社会生活と健康の小計	4			
	2. 人体の構造と機能			解剖生理学	2	1		
				解剖生理学実習				
				生化学 I	2			
3. 食品と衛生		6	6	生化学 II	2	1		
				生化学実験				
				運動生理学	2			
				人体の構造と機能の小計	8	2		
				食品学総論	2			
				食品学各論	2	1		
4. 栄養と健康		8	8	食品学実験				
				食品衛生学	2			
				食品衛生学実験				
				食品と衛生の小計	6	2		
				栄養学総論	2			
				応用栄養学	2			
5. 栄養の指導		6	10	栄養学実習		1		
				臨床栄養学 I	2			
				臨床栄養学 II	2			
				臨床栄養学実習				
				栄養と健康の小計	8	2		
				栄養指導論 I	2			
6. 給食の運営		4	4	栄養指導論 II	2			
				栄養指導論実習				
				栄養情報処理実習				
				公衆栄養学	2			
				栄養の指導の小計	6	2		
				調理学	2			
小計		36	14	調理学実習 I		1		
				調理学実習 II		1		
				給食管理 (マネジメント)	2			
				給食管理実習 (食事計画)				
				給食管理実習 (集団給食)				
				給食管理実習 (校外実習)				
合計				給食の運営の小計	4	6		
合計				小計	36	14		
合計				合計	50			

別表 入学金、授業料等の学費

(単位 円)

	食物栄養学科
入 学 金 (入学時)	300,000
授 業 料 (年 額)	725,000
施設設備費 (年 額)	280,000

## 学則の変更事項を記載した書類

### 1. 変更の事由

現在の学生募集の状況を踏まえ、収容定員を下記のとおり変更することに伴い、学則を一部改正する。

- ①食物栄養学科の入学定員を 40 名減員して 80 名とし、収容定員を 160 名とする。それに伴い、短期大学部の入学定員を 80 名、収容定員を 160 名とする。
- ②入学定員の減員により、学級数を 1 学年 2 学級、2 学年 2 学級とし、合計 4 学級とする。
- ③短期大学設置基準に則り、定員に関わる表記のうち総定員を収容定員に修正する。

### 2. 変更の時期

令和 6 年 4 月 1 日

## 相模女子大学短期大学部学則新旧対照表（案）

新	旧	
昭和 26 年 3 月 7 日 制定	昭和 26 年 3 月 7 日 制定	
<b>第1条～第12条</b> 一略一	<b>第1条～第12条</b> 一略一	
<b>第13条</b> 学生の定員は次のとおりである。	<b>第13条</b> 学生の定員は次のとおりである。	
入学定員	収容定員	
食物栄養学科	80名	160名
2 食物栄養学科の学級数は、1学年 <u>2</u> 学級、2学年 <u>2</u> 学級合計 <u>4</u> 学級とする。	2 食物栄養学科の学級数は、1学年 <u>3</u> 学級、2学年 <u>3</u> 学級合計 <u>6</u> 学級とする。	
<b>第14条～第47条</b> 一略一	<b>第14条～第47条</b> 一略一	
<b>附 則</b>		
1～56 一略一	1～56 一略一	
<u>57 令和5年3月23日一部改正</u>	(新設)	
令和6年4月1日から適用する。ただし、令和5年度以前の入学生については、なお従前の学則を適用する。また、第13条の規定にかかわらず、令和6年度、令和7年度の収容定員は次のとおりとする。		
令和6年度	令和7年度	
食物栄養学科	200名	160名
計	200名	160名
別表 一略一	別表 一略一	

以上

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### 目 次

ア 学則変更（収容定員変更）の内容・・・P.2

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性・・・P.2

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容・・・P.2～3

## ア 学則変更（収容定員変更）の内容

現在の学生募集の状況を踏まえ、令和 6 年度より、相模女子大学短期大学部 食物栄養学科の収容定員を下記の表のとおり変更し、それに伴い、短期大学部の収容定員を 80 名減員の 160 名とする。

学部・学科	入学定員			収容定員		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
短期大学部 食物栄養学科	120名	80名	△40名	240名	160名	△80名
短期大学部計	120名	80名	△40名	240名	160名	△80名

## イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

相模女子大学短期大学部の母体となる学校法人相模女子大学は、1900 年に西澤之助が当時の東京市本郷区（現・東京都文京区）に設立した日本女学校を起点として創立され、2025 年に創立 125 周年を迎える。短期大学部は 1951 年に創立され、大学と共に建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を育成するとともに、スローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」を掲げ、女性ならではのしなやかな発想力、豊かな包容力を身につけながら、地域社会の未来を女性ならではの着眼点で発想し、貢献する女性を育成している。特に栄養士養成施設である食物栄養学科は、開設以来、栄養士法第一条の「栄養士とは栄養の指導に従事することを業とする者」に基づき、建学の精神の達成を通して栄養の指導者の養成を目指している。なお短期大学部は、2013 年以降、食物栄養学科一学科をもって構成されている。

食物栄養学科においては、別添資料のとおり、2020 年度までは入学定員を満たしていたものの、2021 年度以降は急激に入学者が減少し、2022 年度及び 2023 年度においては、定員の半分をやや上回る程度の入学者しか得られなかった。この背景には全国的な短期大学入学志願者の減少という流れがあり、1 学年 120 名という現行規模の維持は困難になったと考えられる。今後短期間での状況好転は難しいと考えられることから、食物栄養学科の入学定員を現行の 120 名から 80 名に減少する。40 名減としたのは、現行において 1 クラス 40 名の 3 クラス編成で授業を行なっているところを、1 クラス減少した 2 クラス編成で運用することが、募集の現状への対応という観点からも、授業・カリキュラム運用の観点からも適当と考えられるからである。これにより、食物栄養学科の収容定員は 240 名から 80 名減少した 160 名となる。

## ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

### （ア）教育課程の変更内容

今回の収容定員変更に伴う現行の教育課程に対する変更は行わない。なお、クラス数については、現行の 40 名 3 クラス編成を 40 名 2 クラス編成に改め、運用を行っていく。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

今回の収容定員変更に伴う現行の教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。収容定員減少に伴い、学生一人一人に対するよりきめ細かな指導を行っていく。

(ウ) 教員組織の変更内容

今回の収容定員変更に伴い、短期大学設置基準による必置教員数は 10 名から 8 名となることから教員数を変更する。教員数は減員となるが、設置基準に準じており、また、専任教員の専攻分野を再考し、より効率的な教育が行えるよう配慮する。

なお、変更前の収容定員 240 名に対する専任教員 10 名の S/T 比率は 24.0 であり、変更後の収容定員 160 名に対する専任教員 8 名の S/T 比率は 20.0 となる。教員一人あたりの学生数は 4 名減となることから、教育の質は十分に担保されていると言える。

(エ) 大学全体の施設・設備

短期大学部全体としては収容定員が減少となり、現状の施設・設備で十分対応できるため、今回の収容定員変更に伴う変更は予定していない。ただし今後も適切な設備更新を行っていく。クラス数の減少により、施設・設備のローテーションに余裕が生まれ、より充実した教育が可能になる。

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類 別添資料

過去5年間の入学志願状況（2019～2023年度）

項目：入学定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、充足率

学科	区分	2019	2020	2021	2022	2023
食物栄養学科	入学定員	120	120	120	120	120
	志願者数	164	164	110	79	79
	受験者数	158	159	108	78	78
	合格者数	155	148	108	75	77
	入学者数	121	124	90	68	65
	充足率	100.8%	103.3%	75.0%	56.7%	54.2%

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 目 次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況・・・P. 2～5

ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析・・・P. 2

イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析・・・P. 2

ウ 新設学科等の趣旨目的, 教育内容, 定員設定等・・・P. 2

エ 学生確保の見通し・・・P. 2～5

　A. 学生確保の見通しの調査結果・・・P. 2

　B. 新設学部等の分野の動向・・・P. 2

　C. 中長期的な 18 歳人口の全国的, 地域的動向等・・・P. 2～3

　D. 競合校の状況・・・P. 3

　E. 既設学部等の学生確保の状況・・・P. 3

　F. その他, 申請者において検討・分析した事項・・・P. 3

オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果・・・P. 3～5

(2) 人材需要の動向等社会の要請・・・P. 5

①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）・・・P. 5

②上記①が社会的, 地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠・・・P. 5

## (1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

### ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

本学は、食物栄養学科一学科のみで構成されており、食物栄養学科における入学志願状況は、そのまま本学の入学志願状況を表している。また、今回定員を減員する食物栄養学科は、志願者数ならびに入学者数が 2021 年度から減少の一途を辿り、2022 年度の入学定員充足率は 56.7% にまで落ち込んだ【資料 1】。しかしながら、2022 年度と 2023 年度の志願者数ならびに入学者数の実数はほぼ同数であることから、これ以上の減少を抑え、現状並みの安定した入学者を確保していきたい。

### イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析

食物栄養学科の在学生は、東京都及び神奈川県の出身者が 91.4% を占めている。2022 年を起点とした 18 歳人口予測では、2034 年時点で全国の平均減少率が-10.3% であるのに対し、神奈川県は-5.9% (全国都道府県で上から 5 番目)、東京都は+2.6% (上から 2 番目) と、全国でも減少率が低いエリアである【資料 2】。女子のみの減少率を見ても、南関東は 97.0% で、全国で最も低いエリアである【資料 3】。また、短期大学への進学率は全国的に低下しているものの【資料 4】、女子の短期大学入学者の地元残留率は僅かながら上昇しており【資料 5】、この先数年は人口減少による影響を比較的受けにくい地域であると考えられる。

### ウ 新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

定員数の変更は、食物栄養学科の過去 5 年間の志願者数ならびに入学者数をもとに減少数を設定した。また、2 学年分の学生総数に基づき設定されている必置教員数の減少を最低限で抑えられるよう考慮した。

### エ 学生確保の見通し

#### A. 学生確保の見通しの調査結果

食物栄養学科のオープンキャンパス参加状況は、コロナ禍となった 2020 年度以降も延べ人数で 200 名近くの受験生が毎年参加しており、入学定員の約 1.5 倍の動員を維持している【資料 6】。

#### B. 新設学部等の分野の動向

【資料 7】より、食物栄養学科が属する「家政系」の動向を見ると、志願倍率ならびに入学定員充足率とも 2018 年度から 2022 年度にかけて僅かではあるが減少している。これらのデータは、同系統の分野においては減少傾向にはあるものの、一定の割合で入学者を確保できていると考えられる。

#### C. 中長期的な 18 歳人口の全国的、地域的動向等

女子の 18 歳人口の中長期的な状況として、全国的には 2022～2024 年にかけて約 3 万人減少するが、2024～2027 年にかけては約 1.5 万人増加し、横ばいが続く時期になる【資料 8】。南関東においては、2022 年を 100 とした場合、2026 年も 100 となり、2024 年から 2026 年にかけて上昇に転じる。さらに、2027～2029 年は、ほぼ横ばい状態であり、中期的に見ても人口減少の影響を受けにくいエリアであると言える【資料 3】。

#### D. 競合校の状況

食物栄養学科は、同じ神奈川県内で栄養士養成施設を有する小田原短期大学食物栄養学科を競合校として考えている。小田原短期大学食物栄養学科の入学定員は 80 名で、定員充足率は 2021 年度、2022 年度とも 100% を超えている。しかしながら、志願者数と入学者数は、ほぼ同数といった状況である【資料 9】。このような競合校の現状ならびに神奈川県がこの先数年の人口減少による影響を比較的受けにくい地域であること、また、同一法人内の四年制大学に栄養科学部（健康栄養学科、管理栄養学科）があるため、同分野への学内編入が可能であることは競合校との差別化となっていることを考えると、今回、食物栄養学科の定員設定を 120 名から 80 名に変更することは妥当であると考えられる。

#### E. 既設学部等の学生確保の状況

食物栄養学科の過去 5 年間の志願者数ならびに入学者数は、2020 年度から 2021 年度、2022 年度と大きく減少し、2020 年度に比べ約半数にまで落ち込んだ【資料 1】。しかしながら、2022 年度と 2023 年度の志願者数ならびに入学者数の実数はほぼ同数であり、これ以上は減少させることなく、現状並みの安定した入学者を確保していきたい。

#### F. その他、申請者において検討・分析した事項

本学のキャンパスがある神奈川県相模原市は神奈川県北部に位置し、最寄り駅である小田急線相模大野駅は、ひとつ前の駅が東京の町田駅、横浜駅からも約 35 分と、東京都内及び神奈川県内からのアクセスが非常に良い。そこから徒歩 10 分の立地にキャンパスがあり、東京、神奈川だけでなく、静岡県東部や山梨県からも通学可能である。

東京ドーム 3.7 個分の自然豊かなキャンパスには、併設校の認定こども園、小学部、中学部・高等部全てがワンキャンパスに揃い、他大学にない教育環境を生かして、各学年間での連携教育を積極的に推進しており、高等部とは、「サガジョの学び講座」や「研究室訪問」などの高大連携事業を行っている。毎年、高等部からは全生徒の 20% 前後が内部進学している。

#### オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

①本学の知名度及び認知度アップに向けた取り組み

本学は食物栄養学科一学科のみで構成されていることから、食物栄養学科の魅力を発信し、受験生に理解してもらうための広報活動は、同一法人内の四年制大学の各学科と合わせて行っている。

・ネット広告、SNS広告

本学にアプローチがない受験生向けにGoogle広告、Instagram広告等により、本学のスマホサイトや動画サイトに誘導し、本学の魅力を知ってもらう。

・動画広報

本学のイメージ動画を制作し、YouTube広告から誘導し、3ヶ月で12万回視聴された。また、Webオープンキャンパスページ内に各学科の説明、模擬授業動画など約30の動画を掲載している。

・高校ガイダンス、進学相談会

本学の魅力や学科の特長を受験生に直接伝える機会として、高校ガイダンス・出前授業には年間延べ約200校、進学相談会には延べ約90会場に参加している。

②本学の魅力を体感してもらうイベントの実施

・オープンキャンパス

3~11月にかけて計10回オープンキャンパスを開催し、延べ約3,000名の受験生が来場している。東京ドーム3.7個分の自然豊かなキャンパスや施設設備、学びを体感できるイベントとして、①学生スタッフによる「キャンパスツアー」、②教員による「模擬授業」、③教員・学生による「学科企画」などを実施するとともに、学生スタッフによる企画として、「トークショー」、「受験生が知りたい情報を学生がリアルな声で伝える展示」など、受験生と教員・学生がコミュニケーションを図れるイベントを実施している。

・授業公開weeks

例年、6月に受験生が通常の大学の授業を体験できる「授業公開weeks」を3週間開催し、約40の授業に延べ100名以上の受験生が参加している。

・大学の学び体験

2022年8月に大学のゼミや実習の授業を体験できる「大学の学び体験」を初めて開催し、19講座に215名が参加した。2023年度には、オープンキャンパスの中で、「探究ワークショップ」として開催する予定である。

上記のイベントはいずれも同一法人内の四年制大学の各学科と合わせて行っているため、今後は短期大学部食物栄養学科のみで行うイベントも企画していきたい。

③高校訪問

神奈川・東京・静岡東部の約250校を対象に、年に2~3回高校訪問を行い、高校の現場の先生のニーズを聴きながら、本学の取り組みや入試結果、在学生の状況など、進路指導担当の先生にとって有益となる情報を提供することで、高校との信頼関係の構築に努めている。また、上記以外の約20県の地方高校訪問についても年2回実施し

ている。併せて、上記とは別に、短期大学部独自の取組みとして、例年6月頃に神奈川県内約30の高校を訪問している。

#### ④高大連携事業

##### ・併設校との連携事業

同じキャンパス内の高等部とは、年に数回、「高大接続研究協議会」を開催し、高大連携事業を推進している。具体的には、年2回の「大学説明会」、「研究室訪問」、「サガジョの学び講座」、大学の授業の「聴講制度」を行い、多くの生徒が参加している。例年、生徒数の約20%前後が内部進学している。

##### ・協定校との連携

2022年度に新規事業として、神奈川県内の私立、公立校3校と「教育交流に関する協定」を締結し、「大学説明会」、「面接体験会」、「高校の授業見学」などを行った。今後は、協定校を増やしていくとともに、上記の併設校との取り組みを実施する予定である。

## (2) 人材需要の動向等社会の要請

### ①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

相模女子大学短期大学部は、女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成し、建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を育成することを目的としている。また、学生に必要な能力は、時代のニーズに対応しつつ育成することにより、より高いレベルの教育機会を提供することを目的としている。

##### ・食物栄養学科

食物栄養学科は、広く自然科学分野の知識を基礎にしつつ、社会活動における「食」に関する実践的、専門的な能力を養い、食を通じて健康の維持・増進に積極的に関わることでできる栄養士を育成することを目的に掲げている。

### ②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

食物栄養学科卒業生の直近4年間（2019年度～2022年度）の就職率は、2019年度と2020年度は100%、2021年度は97.9%、2022年度は98.4%と極めて高い水準を保っている【資料10】。また、就職者の中において、専門知識を活かした専門職（栄養士）としての就職率は平均で72.1%であり【資料11】、食物栄養学科に寄せられた過去4年間の求人件数の平均は10,507件である【資料12】。

これらのデータは、今現在も社会的、地域的な人材需要に合致したものであることを示しており、この需要は一定の割合で継続していると言える。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類 資料目次

### (1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

【資料 1】過去 5 年間の入学志願状況 (2019~2023 年度) . . . P. 3

食物栄養学科

【資料 2】18 歳人口予測 (全体 : 都道府県別 : 2022→2034 年) . . . P. 4

リクルート進学総研マーケットリポート 2022 vol. 106 2023 年 2 月号 P. 5

[https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302\\_souken\\_report.pdf](https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf)

【資料 3】18 歳人口予測 (女子 : エリア別 : 2022~2034 年) . . . P. 5

リクルート進学総研マーケットリポート 2022 vol. 106 2023 年 2 月号 P. 8

[https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302\\_souken\\_report.pdf](https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf)

【資料 4】短期大学進学率の推移 (現役 : エリア別 : 2013~2022 年) . . . P. 6

リクルート進学総研マーケットリポート 2022 vol. 106 2023 年 2 月号 P. 10

[https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302\\_souken\\_report.pdf](https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf)

【資料 5】地元残留率の推移

(女子 : 短期大学入学者数 : エリア別 : 2013~2022 年) . . . P. 7

リクルート進学総研マーケットリポート 2022 vol. 106 2023 年 2 月号 P. 21

[https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302\\_souken\\_report.pdf](https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf)

【資料 6】オープンキャンパス参加状況 (2020~2022 年度) . . . P. 8

【資料 7】学科系統別の動向 過去 5 カ年の推移 (短期大学) . . . P. 9

日本私立学校振興・共済事業団「令和 4 (2022) 年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」P. 56~57

<https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR4.pdf>

【資料 8】18 歳人口予測 (男女別 : 全国 : 2022~2034 年) . . . P. 10

リクルート進学総研マーケットリポート 2022 vol. 106 2023 年 2 月号 P. 4

[https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302\\_souken\\_report.pdf](https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf)

【資料 9】小田原短期大学食物栄養学科入試データ . . . P. 11

## (2) 人材需要の動向等社会の要請

【資料 10】過去 4 年間の就職率 · · · P. 12

【資料 11】過去 4 年間の専門職（栄養士）への就職率 · · · P. 13

【資料 12】過去 4 年間の求人件数 · · · P. 14

## 過去5年間の入学志願状況（2019～2023年度）

項目：入学定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、充足率

学科	区分	2019	2020	2021	2022	2023
食物栄養学科	入学定員	120	120	120	120	120
	志願者数	164	164	110	79	79
	受験者数	158	159	108	78	78
	合格者数	155	148	108	75	77
	入学者数	121	124	90	68	65
	充足率	100.8%	103.3%	75.0%	56.7%	54.2%

## 【資料 2】18 歳人口予測（全体：都道府県別：2022→2034 年）

### 1. 出典

株式会社リクルート リクルート進学総研

### 2. 引用範囲

「リクルート進学総研マーケットリポート 2022 Vol. 106 2023 年 2 月号」

[https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302\\_souken\\_report.pdf](https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf)

5 ページ「18 歳人口予測（全体：都道府県別：2022→2034 年）」

### 3. その他

・資料番号とページ数を付すとともに、出典について明記した。

## 【資料 3】18 歳人口予測（女子：エリア別：2022～2034 年）

### 1. 出典

株式会社リクルート リクルート進学総研

### 2. 引用範囲

「リクルート進学総研マーケットリポート 2022 Vol. 106 2023 年 2 月号」

[https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302\\_souken\\_report.pdf](https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf)

8 ページ「18 歳人口予測（女子：エリア別：2022～2034 年）」

### 3. その他

・資料番号とページ数を付すとともに、出典について明記した。

## 【資料 4】短期大学進学率の推移（現役：エリア別：2013～2022 年）

### 1. 出典

株式会社リクルート リクルート進学総研

### 2. 引用範囲

「リクルート進学総研マーケットリポート 2022 Vol. 106 2023 年 2 月号」

[https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302\\_souken\\_report.pdf](https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf)

10 ページ「短期大学進学率の推移（現役：エリア別：2013～2022 年）」

### 3. その他

・資料番号とページ数を付すとともに、出典について明記した。

## 【資料 5】地元残留率の推移

(女子：短期大学入学者数：エリア別：2013～2022 年)

### 1. 出典

株式会社リクルート リクルート進学総研

### 2. 引用範囲

「リクルート進学総研マーケットリポート 2022 Vol. 106 2023 年 2 月号」

[https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302\\_souken\\_report.pdf](https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf)

21 ページ「地元残留率の推移

(女子：短期大学入学者数：エリア別：2013～2022 年)」

### 3. その他

・資料番号とページ数を付すとともに、出典について明記した。

# 【資料6】

2020年度オープンキャンパス参加状況

	3/21(土) 中止	5/24(日) 中止	6/21(日) オンライン(1-3年)	7/12(日) オンライン(1-3年)	8/2(日) 来場(3年) オンライン(3年)	8/23(日) 来場(3年) オンライン(1-3年)	9/20(日) 来場(2-3年) オンライン(1-3年)	11/28(土) 来場	全日程合計
日本語日本文学科			43	23	48	30	26	10	180
英語文化コミュニケーション学科			22	22	25	28	27	15	139
子ども教育学科			50	37	86	66	61	20	320
メディア情報学科			29	31	39	41	45	16	201
生活デザイン学科			22	35	44	23	37	19	180
社会マネジメント学科			22	26	43	33	29	14	167
人間心理学科			46	35	64	34	50	32	261
健康栄養学科			51	37	54	34	33	15	224
管理栄養学科			67	52	61	34	52	17	283
食物栄養学科			41	42	56	31	28	2	200
大学院			0	0	0	0	0	0	0
未定			75	132	118	277	207	31	840
合計			468	472	638	631	595	191	2995

2021年度オープンキャンパス参加状況

	3/20(土) 来場	5/23(日) 来場	6/20(日) 来場	7/11(日) 来場	8/1(日) 来場	8/22(日) オンライン	9/19(日) オンライン	11/28(日) 来場	全日程合計
日本語日本文学科	12	24	28	32	46	47	34	13	236
英語文化コミュニケーション学科	15	14	21	14	39	41	23	9	176
子ども教育学科	39	49	53	50	108	116	37	17	469
メディア情報学科	21	27	36	27	48	68	40	13	280
生活デザイン学科	12	24	27	26	50	64	38	13	254
社会マネジメント学科	14	14	15	28	33	48	32	14	198
人間心理学科	23	32	42	49	80	95	59	17	397
健康栄養学科	21	26	38	29	57	56	28	14	269
管理栄養学科	58	69	50	68	107	84	42	26	504
食物栄養学科	19	23	30	13	41	47	22	7	202
大学院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未定	2	13	14	12	28	47	4	17	137
合計	236	315	354	348	637	713	359	160	3122

2022年度オープンキャンパス参加状況

	3/19(土) 来場	4/30(土) ミニOC来場	5/22(日) 来場	6/19(日) 来場	7/10(日) 来場	7/31(日) 来場	8/21(日) 来場	9/18(日) 来場	10/8(土) ミニOC来場	11/27(日) 来場	全日程合計
日本語日本文学科	17	7	19	29	32	55	62	19	5	13	258
英語文化コミュニケーション学科	12	6	12	18	14	26	47	19	13	6	173
子ども教育学科	31	14	31	40	34	93	78	27	7	15	370
メディア情報学科	27	7	21	31	27	60	52	36	11	14	286
生活デザイン学科	23	12	21	27	21	56	60	25	13	13	271
社会マネジメント学科	13	5	9	21	10	30	35	13	12	6	154
人間心理学科	29	14	31	36	38	87	75	35	26	25	396
健康栄養学科	16	14	20	25	28	42	47	16	7	3	218
管理栄養学科	36	27	45	51	61	89	92	25	18	12	456
食物栄養学科	11	11	13	20	22	32	28	11	7	9	164
大学院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未定	11	6	10	19	23	56	84	14	5	19	247
合計	226	123	232	317	310	626	660	240	124	135	2993

## 【資料 7】学科系統別の動向 過去 5 カ年の推移（短期大学）

### 1. 出典

日本私立学校振興・共済事業団

### 2. 引用範囲

「令和 4（2022）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」

<https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR4.pdf>

56～57 ページ「学科系統別の動向 過去 5 カ年の推移（短期大学）」

### 3. その他

・資料番号とページ数を付すとともに、出典について明記した。

## 【資料 8】18 歳人口予測（男女別：全国：2022～2034 年）

### 1. 出典

株式会社リクルート リクルート進学総研

### 2. 引用範囲

「リクルート進学総研マーケットリポート 2022 Vol. 106 2023 年 2 月号」

[https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302\\_souken\\_report.pdf](https://souken.shingakunet.com/research/pdf/202302_souken_report.pdf)

4 ページ「18 歳人口予測（男女別：全国：2022～2034 年）」

### 3. その他

・資料番号とページ数を付すとともに、出典について明記した。

## 【資料9】

### 小田原短期大学食物栄養学科入試データ

#### 2022年度入試結果

	入学定員	入学者数	充足率	志願者数	合格者数
食物栄養学科	80	84	105%	未公表	未公表

#### 2021年度入試結果

	入学定員	入学者数	充足率	志願者数	合格者数
食物栄養学科	80	81	101%	89	85

## 【資料10】

### 過去4年間の就職率

短期大学部	就職率 ※			
	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
食物栄養学科	100%	100%	97.9%	98.4%

※就職希望者に対する就職者数の割合

\*2022 年度については、4 月 1 日現在

## 過去4年間の専門職(栄養士)への就職率

卒業年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	平均
卒業生数	105	105	118	82	102.5
就職希望者数(a)	86	81	97	62	81.5
専門職数(b)	62	60	75	38	58.75
専門職率(b/a)%	72.1%	74.1%	77.3%	61.3%	72.1%

\*就職希望者に対する専門職就職者数の割合

\*2022 年度については、4 月 1 日現在

## 【資料12】

### 過去4年間の求人件数

求人件数	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	平均
	10318	10643	9946	11373	10570

\*2022 年度については、4 月 1 日現在

## 教員名簿

学長の氏名等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現職 (就任年月)
—	学長	タバタ マサヒデ 田畑 雅英 <令和3年4月>		文学修士		相模女子大学 学長 相模女子大学短期大学部 学長 (令和3.4～令和6.3)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。